

## 指 導 監 査 基 準 （ 指 定 児 童 発 達 支 援 ）

○根拠法令

「児福法」＝児童福祉法（昭和22年法律第164号）

「児福法施行規則」＝児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）

「都条例139号」＝東京都指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年東京都条例第139号）

「都規則167号」＝東京都指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則（平成24年東京都規則第167号）

「障発0330第12通知」＝児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準について（平成24年3月30日障発第0330第12号）

「平24厚労告122」＝児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省告示第122号）

「平24厚労告270」＝厚生労働大臣が定める基準（平成24年厚生労働大臣告示第270号）

「障発0330第16通知」＝児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成24年3月30日障発第0330第16号）

項目	基本的な考え方（観点）	関係法令等	評価区分
<b>第1 基本方針</b>			
1 一般原則	<p>1 指定児童発達支援事業者は、通所給付決定保護者及び障がい児の意向、障がい児の適性、障がいの特性その他の事情を踏まえた計画を作成し、これに基づき障がい児に対して指定児童発達支援を提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより障がい児に対して適切かつ効果的に指定児童発達支援を提供しているか。</p> <p>2 指定児童発達支援事業者は、障がい児の意思及び人格を尊重して、常に当該障がい児の立場に立った指定通所支援の提供に努めているか。</p> <p>3 指定児童発達支援事業者は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、区市町村、障害福祉サービスを行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めているか。</p> <p>4 指定児童発達支援事業者は、障がい児の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修の実施その他の必要な措置を講じているか。</p>	<p>(1) 都条例139号第3条第1項</p> <p>(1) 都条例139号第3条第2項</p> <p>(1) 都条例139号第3条第3項</p> <p>(1) 都条例139号第3条第4項 (2) 令和5年5月9日付5福保障施第319号「施設・事業所における虐待防止体制の整備の徹底について」 (通知)</p>	<p>C</p> <p>B又はC</p> <p>B又はC</p> <p>C</p>
2 基本方針	<p>1 指定児童発達支援の事業は、障がい児が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、並びに集団生活に適応することができるよう、当該障がい児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて、指導及び訓練を適切かつ効果的に行っているか。</p>	<p>(1) 都条例139号第4条</p>	<p>C</p>

項目	基本的な考え方（観点）	関係法令等	評価区分
<p>第2 人員基準</p> <p>1 従業者の員数</p>	<p>1 指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものを除く。）</p> <p>(1) 指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものを除く。）ごとに置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとなっているか。</p> <p>ア 児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者 児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者の総数は、指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者の合計数が、次のとおりとなっているか。 (ア) 障がい児の数が10までは、2以上 (イ) 障がい児の数が10を超えるときは、2に、障がい児の数が10を超えて5又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上（「障がい児の数」は指定児童発達支援の単位ごとの障がい児の数をいい、障がい児の数は実利用者の数をいう。）</p> <p>イ 児童発達支援管理責任者 1人以上</p> <p>(2) (1)の従業者のほか、指定児童発達支援事業所において日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には、機能訓練担当職員を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケアを恒常的に受けることが不可欠である障がい児に医療的ケアを行う場合は看護職員をそれぞれ置いているか。この場合において、当該機能訓練担当職員が指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該児童発達支援の提供に当たる場合には、当該機能訓練担当職員の数を児童指導員又は保育士の合計数に含めることができる。 ただし、次のいずれかに該当する場合には、看護職員を置かないことができる。</p> <p>ア 医療機関等との連携により、看護職員を当該指定児童発達支援事業所に訪問させ、当該看護職員が障がい児に対して医療的ケアを行う場合</p> <p>イ 当該指定児童発達支援事業所において、医療的ケアのうち喀痰吸引等のみを必要とする障がい児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業またはその一環として喀痰吸引等業務を行う場合</p> <p>ウ 当該指定児童発達支援事業所において、医療的ケアのうち特定行為のみを必要とする障がい児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業またはその一環として特定行為業務を行う場合</p>	<p>児福法第21条の5の19第1項</p> <p>(1) 都条例139号第5条第1項 (2) 都規則167号第3条第1項</p> <p>(1) 都条例139号第5条第2項 (2) 都規則167号第3条第2項</p>	<p>C</p> <p>C</p>

項目	基本的な考え方（観点）	関係法令等	評価区分
	<p>(3) (1)及び(2)の規定にかかわらず、主として重症心身障がい児を通わせる指定児童発達支援事業所に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとなっているか。</p> <p>ア 嘱託医 1人以上 イ 看護職員 1人以上 ウ 児童指導員又は保育士 1人以上 エ 機能訓練担当職員 1人以上 オ 児童発達支援管理責任者 1人以上</p> <p>※ただし、指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯のうち日常生活を営むために必要な機能訓練を行わない時間帯については、エの機能訓練担当職員を置かないことができる。</p> <p>(4) (1)アの児童指導員、保育士のうち、1人以上は、常勤となっているか。</p> <p>(5) (2)の規定により機能訓練担当職員等の数を含める場合における(1)アの児童指導員又は保育士の合計数の半数以上は、児童指導員又は保育士になっているか。</p> <p>(6) (1)イの児童発達支援管理責任者のうち、1人以上は、専任かつ常勤となっているか。</p> <p>2 指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものに限る。）</p> <p>(1) 指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものに限る。）ごとに置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとなっているか。 （ただし、40人以下の障がい児を通わせる指定児童発達支援事業所にあつてはウの栄養士を、調理業務の全部を委託する指定児童発達支援事業所にあつてはエの調理員を置かないことができる。）</p> <p>ア 嘱託医 1人以上 イ 児童指導員及び保育士</p> <p>① 児童指導員及び保育士の総数 指定児童発達支援の単位ごとに、通じておおむね障がい児の数を4で除して得た数以上</p> <p>② 児童指導員 1人以上 ③ 保育士 1人以上</p> <p>ウ 栄養士 1人以上</p>	<p>(1) 都条例139号第5条第3項</p> <p>(2) 都規則167号第3条第3項</p> <p>(1) 都規則167号第3条第4項</p> <p>(1) 都規則167号第3条第5項</p> <p>(1) 都規則167号第3条第6項</p> <p>(1) 都条例139号第6条第1項 (2) 都規則167号第4条第1項</p>	<p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p>

項目	基本的な考え方（観点）	関係法令等	評価区分
	<p>エ 調理員 1人以上</p> <p>オ 児童発達支援管理責任者 1人以上</p> <p>(2) (1)の従業員のほか、指定児童発達支援事業所において日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には機能訓練担当職員を、日常生活及び社会生活を営むのに医療的ケアを恒常的に受けることが不可欠である障がい児に医療的ケアを行う場合は看護職員を、それぞれ置いているか。この場合において、当該機能訓練担当職員等を置いた場合には、当該機能訓練担当職員等の数を児童指導員及び保育士の総数に含めることができる。</p> <p>ア 医療機関等との連携により、看護職員を当該指定児童発達支援事業所に訪問させ、当該看護職員が障がい児に対して医療的ケアを行う場合</p> <p>イ 当該指定児童発達支援事業所において、医療的ケアのうち喀痰吸引等のみを必要とする障がい児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業またはその一環として喀痰吸引等業務を行う場合</p> <p>ウ 当該指定児童発達支援事業所において、医療的ケアのうち特定行為のみを必要とする障がい児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業またはその一環として特定行為業務を行う場合</p> <p>(3) (2)にかかわらず、主として難聴児を通わせる指定児童発達支援事業所には、(1)に掲げる従業者（(2)のア～ウのいずれかに該当する場合にあっては、(3)の看護職員を除く。）のほか、次の各号に掲げる従業者を置いているか。この場合において、当該各号に掲げる従業者については、その数を児童指導員及び保育士の総数に含めることができる。</p> <p>ア 言語聴覚士 指定児童発達支援の単位ごとに4人以上</p> <p>イ 機能訓練担当職員 機能訓練を行うために必要な数</p> <p>ウ 看護師 医療的ケアを行うために必要な数</p> <p>(4) (2)の規定にかかわらず、主として重症心身障がい児を通わせる指定児童発達支援事業所には、(1)に掲げる従業者のほか、次の各号に掲げる従業者を置いているか。 （この場合において、当該各号に掲げる従業者については、その数を児童指導員及び保育士の総数に含めることができる。）</p> <p>ア 看護職員 1人以上</p> <p>イ 機能訓練担当職員 1人以上</p>	<p>(1) 都条例139号第6条第2項</p> <p>(2) 都規則167号第4条第2項</p> <p>(1) 都条例139号第6条第3項</p> <p>(2) 都規則167号第4条第3項</p> <p>(1) 都条例139号第6条第4項</p> <p>(2) 都規則167号第4条第4項</p>	<p>C</p> <p>C</p> <p>C</p>

項目	基本的な考え方（観点）	関係法令等	評価区分
2 管理者	<p>(5) (1)から(4)までに規定する従業者（嘱託医を除く。）は、専ら当該指定児童発達支援事業所の職務に従事する者又は指定児童発達支援の単位ごとに専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる者となっているか。 （ただし、障がい児の支援に支障がない場合は、栄養士及び調理員については、合わせて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。）</p>	(1)都規則167号第4条第5項	C
	<p>(6) (2)の規定により機能訓練担当相員等の数を含める場合における(1)ア(ア)の児童指導員及び保育士の総数の半数以上は、児童指導員及び保育士となっているか。</p>	(1)都規則167号第4条第6項	C
	<p>1 指定児童発達支援事業所において指定児童発達支援事業所を管理する者（以下「管理者」という。）を置いているか。</p>	(1)都条例139号第7条第1項	C
	<p>2 管理者は専ら当該指定児童発達支援事業所の管理にかかる職務に従事する者になっているか。（ただし、指定児童発達支援事業所の管理上支障がない場合は、当該指定児童発達支援事業所の他の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することは差し支えない。）</p>	(1)都条例139号第7条第2項	C
3 従たる事業所を設置する場合における特例	<p>1 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所のうち主たる事業所（児童発達支援センターであるものを除く。以下「主たる事業所」という。）と一体的に管理運営を行う事業所（児童発達支援センターであるものを除く。以下「従たる事業所」という。）を設置することができるが、従たる事業所を設置する場合には、主たる事業所の従業者及び従たる事業所の従業者（児童発達支援センターであるものを除く。）のうちそれぞれ1人以上は、常勤かつ専ら当該主たる事業所又は従たる事業所の職務に従事する者になっているか。</p>	(1)都条例139号第8条第1項及び第2項	C
<b>第3 設備に関する基準</b>		児福法第21条の5の19第2項	
1 設備及び備品等	<p>1 指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものを除く。）</p>		
	<p>(1) 指定児童発達支援事業所は、指導訓練室のほか、指定児童発達支援の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えているか。</p>	(1)都条例139号第9条第1項	C
	<p>(2) (1)に規定する指導訓練室は、訓練に必要な機械器具等を備えているか。</p>	(1)都条例139号第9条第2項	C
	<p>(3) (1)に規定する設備及び備品等は、専ら当該指定児童発達支援の事業の用に供するものとなっているか。（ただし、障がい児の支援に支障がない場合は、この限りではない。）</p>	(1)都条例139号第9条第3項	C
<p>2 指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものに限る。）</p>		C	

項目	基本的な考え方（観点）	関係法令等	評価区分
	<p>(1) 指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものに限る。）は、指導訓練室、遊戯室、屋外遊戯場、医務室、相談室、調理室及び便所並びに指定児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を設けているか。ただし、主として重症心身障がい児を通わせる指定児童発達支援事業所にあつては、遊戯室、屋外遊戯場、医務室及び相談室は、障がい児の支援に支障がない場合は設けないことができる。</p> <p>(2) (1)に規定する設備の基準は次のとおりとなっているか。 （ただし、主として難聴児を通わせる指定児童発達支援事業所又は主として重症心身障がい児を通わせる指定児童発達支援事業所にあつては、この限りでない。）</p> <p>ア 指導訓練室</p> <p>① 定員は、おおむね10人とすること。</p> <p>② 障がい児1人当たりの床面積は、2.47㎡以上とすること。</p> <p>イ 遊戯室</p> <p>障がい児1人当たりの床面積は、1.65㎡以上とすること。</p> <p>(3) (1)に規定する設備のほか、主として知的障がいのある児童を通わせる指定児童発達支援事業所は静養室を、主として難聴児を通わせる指定児童発達支援事業所は聴力検査室を設けているか。</p> <p>(4) (1)及び(3)に規定する設備は、専ら当該指定児童発達支援の事業の用に供するものとなっているか。（ただし障がい児の支援に支障がない時は、併せて設置する他の社会福祉施設の設備に兼ねることができる。）</p>	<p>(1) 都条例139号第10条第1項</p> <p>(1) 都条例139号第10条第2項</p> <p>(2) 都規則167号第5条第1号 (3) 都規則167号第5条第2号</p> <p>(1) 都条例139号第10条第3項</p> <p>(1) 都条例139号第10条第4項</p>	<p></p> <p>C</p> <p></p> <p>C</p> <p>C</p>
<b>第4 運営に関する基準</b>		児福法第21条の5の19第2項	
1 利用定員	1 指定児童発達支援事業所は、その利用定員は10人以上となっているか。もしくは、主として重症心身障がい児を通わせる指定児童発達支援事業所にあつては、利用定員は5人以上となっているか。 （利用定員とは、一日に設置される単位ごとの利用定員の合計の最大数をいう。）	(1) 都条例139号第15条 (2) 都規則167号第6条	C
2 内容及び手続の説明及び同意	1 指定児童発達支援事業所は、通所給付決定保護者が指定児童発達支援の利用の申込みを行ったときは、当該利用申込者に係る障がい児の障がいの特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、運営規程の概要、従業者の勤務体制、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定児童発達支援の提供の開始について当該利用申込者の同意を得ているか。	(1) 都条例139号第16条第1項	B又はC
	2 利用者との間で当該指定児童発達支援の提供に係る契約が成立したときは、利用者の障がいの特性に応じた適切な配慮をもって、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第77条の規定に基づき、	(1) 都条例139号第16条第2項	C

項目	基本的な考え方（観点）	関係法令等	評価区分
	ア 当該事業の経営者の名称及び主たる事務所の所在地 イ 当該事業の経営者が提供する指定児童発達支援の内容 ウ 当該指定児童発達支援の提供につき利用者が支払うべき額に関する事項 エ 指定児童発達支援の提供開始年月日 オ 指定児童発達支援に係る苦情を受け付けるための窓口 を記載した書面を交付しているか。 また、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法による場合、利用者の承諾を得ているか。	(2) 社会福祉法第77条第1項 (3) 社会福祉法施行規則第16条第2項 (4) 障発0330第12通知第三の3(2)	
3 契約支給量の報告等	1 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を提供するときは、当該指定児童発達支援の内容、契約支給量、その他の必要な事項（通所受給者証記載事項）を通所給付決定保護者の通所受給者証に記載しているか。 2 契約支給量の総量は、当該通所給付決定保護者の支給量を超えていないか。 3 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の利用に係る契約をしたときは、通所受給者証記載事項その他の必要な事項を区市町村に対し延滞なく報告しているか。 4 指定児童発達支援事業者は、通所受給者証記載事項に変更があった場合に、1から3に準じて取り扱っているか。	(1) 都条例139号第17条第1項 (1) 都条例139号第17条第2項 (1) 都条例139号第17条第3項 (1) 都条例139号第17条第4項	B又はC C C C
4 提供拒否の禁止	1 指定児童発達支援事業者は、正当な理由がなく指定児童発達支援の提供を拒んでいないか。 なお、正当な理由とは <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当該事業の利用定員を超える利用申込みがあった場合</li> <li>・ 入院治療が必要な場合</li> <li>・ 当該事業所が提供する指定児童発達支援の主たる対象とする障がいの種類が異なる場合、その他障がい児に対し自ら適切な指定児童発達支援を提供することが困難な場合等をいう。</li> </ul>	(1) 都条例139号第18条 (2) 障発0330第12通知第三の3(4)	C
5 連絡調整に対する協力	1 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の利用について区市町村又は相談支援事業を行う者が行う連絡調整にできる限り協力するよう努めているか。	(1) 都条例139号第19条	C
6 サービス提供困難時の対応	1 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所の通常の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定児童発達支援を提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の指定児童発達支援事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。	(1) 都条例139号第20条	C

項目	基本的な考え方（観点）	関係法令等	評価区分
7 受給資格の確認	1 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の提供の開始に際し、その者の提示する通所受給者証によって、通所給付決定の有無、通所給付決定の有効期間、通所給付決定を受けた指定通所支援の種類、支給量等を確かめているか。	(1) 都条例139号第21条	C
8 障害児通所給付費の支給の申請に係る援助	1 指定児童発達支援事業者は、通所給付決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合は、その者の意向を踏まえて速やかに障害児通所給付費の支給の申請が行われるよう必要な援助を行っているか。	(1) 都条例139号第22条第1項	C
	2 指定児童発達支援事業者は、障害児通所給付費の支給の申請をしていないことにより通所給付決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、通所給付決定の有効期間の終了に伴う障害児通所給付費の支給申請について、必要な援助を行っているか。	(1) 都条例139号第22条第2項	C
9 心身の状況等の把握	1 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の提供に当たっては、障がい児の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。	(1) 都条例139号第23条	C
10 指定障害児通所支援事業者等との連携等	1 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を提供するに当たっては、都道府県、区市町村、障害福祉サービスを行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。	(1) 都条例139号第24条第1項	C
	2 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の提供の終了に際しては、障がい児又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、都道府県、区市町村、障害福祉サービスを行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。	(1) 都条例139号第24条第2項	C
11 サービスの提供の記録	1 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を提供した際は、当該指定児童発達支援の提供日、提供したサービスの具体的内容、利用者負担額等に係る必要な事項を当該指定児童発達支援の提供の都度記録しているか。	(1) 都条例139号第25条第1項 (2) 障発0330第12通知第三の3(10)①	B又はC
	2 指定児童発達支援事業者は、1の規定による記録に際しては、通所給付決定保護者から指定児童発達支援を提供したことについて確認を受けているか。	(1) 都条例139号第25条第2項	C
12 指定児童発達支援事業者が通所給付決定保護者に求めることのできる金銭の支払の範囲等	1 指定児童発達支援事業者が通所給付決定保護者に対して金銭の支払を求めることができるのは、当該金銭の用途が直接障がい児の便益を向上させるものであって、当該通所給付決定保護者に支払を求めることが適当であるものに限定されているか。 13の1から3に規定する額その他、曖昧な名目による不適切な費用の徴収を行っていないか。	(1) 都条例139号第26条第1項 (2) 障発0330第12通知第三の3(11)	C
	2 1の規定により金銭の支払を求める際は、当該金銭の用途及び額並びに通所給付決定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、通所給付決定保護者に対し説明を行い、その同意を得ているか。 (ただし、13の1から3までに掲げる支払については、この限りでない。)	(1) 都条例139号第26条第2項	C



項目	基本的な考え方（観点）	関係法令等	評価区分
13 通所利用者負担額の受領	<p>1 指定児童発達支援事業者は、法定代理受領を行う指定児童発達支援を提供した際は、通所給付決定保護者から当該指定児童発達支援に係る利用者負担額の支払を受けているか。</p> <p>2 指定児童発達支援事業者は、法定代理受領を行わない指定児童発達支援を提供した際は、通所給付決定保護者から当該指定児童発達支援に係る指定通所支援費用基準額の支払いを受けているか。</p> <p>3 指定児童発達支援事業者は1及び2の支払を受ける額のほか、指定児童発達支援において提供される便宜に要する費用のうち、次のアからウまで（アにあつては、児童発達支援センターである指定児童発達支援事業所に係るものに限る。）に掲げる費用の額の支払を通所給付決定保護者から受けているか。</p> <p>ア 食事の提供に要する費用</p> <p>イ 日用品費</p> <p>ウ 日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、通所給付決定保護者に負担させることが適当と認められるもの</p> <p>4 指定児童発達支援事業者は、1から3までに掲げる費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った通所給付決定保護者に対し交付しているか。</p> <p>5 指定児童発達支援事業者は、3の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、通所給付決定保護者に対し、当該サービスの内容および費用について説明を行い、通所給付決定保護者の同意を得ているか。</p>	<p>(1) 都条例139号第27条第1項</p> <p>(1) 都条例139号第27条第2項</p> <p>(1) 都条例139号第27条第3項 (2) 都規則167号第7条</p> <p>(1) 都条例139号第27条第4項</p> <p>(1) 都条例139号第27条第5項</p>	<p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p>
14 利用者負担額に係る管理	<p>1 指定児童発達支援事業者は、通所給付決定に係る障がい児が同一の月に当該指定児童発達支援事業者が提供する指定児童発達支援及び他の指定障害児通所支援事業者等が提供する指定通所支援を受けた場合において、当該障がい児の通所給付決定保護者から依頼があつたときは、通所利用者負担額合計額を算定しているか。</p> <p>この場合において、当該指定児童発達支援事業者は、当該指定児童発達支援及び他の指定通所支援の状況を確認の上、通所利用者負担額合計額を区市町村に報告するとともに、当該通所給付決定保護者及び当該他の指定通所支援を提供した指定通所支援事業者等に通知しているか。</p>	<p>(1) 都条例139号第28条</p>	<p>C</p>
15 障害児通所給付費の額に係る通知等	<p>1 指定児童発達支援事業者は、法定代理受領により指定児童発達支援に係る障害児通所給付費の支給を受けた場合は、当該通所給付決定保護者に対し、当該通所給付決定保護者に係る障害児通所給付費の額を通知しているか。</p> <p>2 指定児童発達支援事業者は、法定代理受領を行わない指定児童発達支援に係る指定通所支援費用基準額の支払を受けた場合は、その提供した指定児童発達支援の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を通所給付決定保護者に対して交付しているか。</p>	<p>(1) 都条例139号第29条第1項</p> <p>(1) 都条例139号第29条第2項</p>	<p>C</p> <p>C</p>

項目	基本的な考え方（観点）	関係法令等	評価区分
16 指定児童発達支援の取扱方針	1 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援計画に基づき、障がい児の心身の状況等に応じて、当該障がい児の支援を適切に行うとともに、指定児童発達支援の提供が画一的なものとならないよう配慮しているか。	(1) 都条例139号第30条第1項	B 又は C
	2 指定児童発達支援事業所の従業者は、指定児童発達支援の提供に当たっては、通所給付決定保護者及び障がい児に対し、支援上必要な事項について、説明を行っているか。また、支援上必要な事項に、児童発達支援計画の目標及び内容のほか、行事及び日課等も含んでいるか。	(1) 都条例139号第30条第2項 (2) 障発0330第12通知第三の3(15)②	C
	3 指定児童発達支援事業者は、提供する指定児童発達支援の質の評価を行い、常にその改善を図っているか。 指定児童発達支援事業者は、自らその提供する指定児童発達支援の質の評価を行うことはもとより、第三者による外部評価の導入を図るよう努め、常にサービスを提供する施設としての質の改善を図っているか。	(1) 社会福祉法第78条 (2) 都条例139号第30条第3項 (3) 障発0330第12通知第三の3(15)③	B 又は C
	※ 福祉サービス第三者評価を、定期的かつ継続的（少なくとも3年に1回以上）に受審しているか。	(4) 平成24年9月7日24福保第638号「東京都における福祉サービス第三者評価について（指針）」	A
	4 指定児童発達支援事業者は、3により、その提供する指定児童発達支援の質の評価及び改善を行うに当たっては、次に掲げる事項について、自ら評価を行うとともに、当該児童発達支援を利用する障がい児の保護者による評価を受けて、その改善を図っているか。 ア 当該指定児童発達支援事業者を利用する障がい児及びその保護者の意向、障がい児の適性、障がいの特性その他の事情を踏まえた支援を提供するための体制の整備の状況 イ 従業者の勤務の体制及び資質の向上のための取組の状況 ウ 指定児童発達支援の事業の用に供する設備及び備品等の状況 エ 関係機関及び地域との連携、交流等の取組の状況 オ 当該指定児童発達支援事業者を利用する障がい児及びその保護者に対する必要な情報の提供、助言その他の援助の実施状況 カ 緊急時における対応方法及び非常災害対策 キ 指定児童発達支援の提供に係る業務の改善を図るための措置の実施状況	(1) 都条例139号第30条第4項	B 又は C
5 指定児童発達支援事業者は、おおむね1年に1回以上、4の評価及び改善の内容をインターネットの利用その他の方法により公表しているか。	(1) 都条例139号第30条第5項	B 又は C	

項目	基本的な考え方（観点）	関係法令等	評価区分
17 児童発達支援計画の作成等	1 指定児童発達支援事業所の管理者は、児童発達支援管理責任者に指定児童発達支援に係る通所支援計画（児童発達支援計画）の作成に関する業務を担当させているか。	(1) 都条例139号第11条第2項	C
	2 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成に当たっては、障がい児について、有する能力、置かれている環境、日常生活全般の状況等の評価を通じて当該通所給付決定保護者及び障がい児の希望する生活や課題等の把握（アセスメント）を行い、障がい児の発達を支援する上での適切な支援内容の検討をしているか。	(1) 都条例139号第12条第2項	C
	3 児童発達支援管理責任者は、アセスメントに当たっては、通所給付決定保護者及び障がい児に面接して行っているか。この場合において、児童発達支援管理責任者は、面接の趣旨を当該通所給付決定保護者及び障がい児に対して十分に説明し、理解を得ているか。	(1) 都条例139号第12条第3項	C
	4 児童発達支援管理責任者は、アセスメント及び当該障がい児に対する支援内容の検討結果に基づき、通所給付決定保護者及び障がい児の生活に対する意向並びに総合的な支援目標及びその達成時期、生活全般の質の向上させるための課題、指定児童発達支援の具体的内容、指定児童発達支援の提供上の留意事項その他必要事項を記載した児童発達支援計画の原案を作成しているか。この場合において、障がい児の家族に対する援助及び当該指定児童発達支援事業所が提供する指定児童発達支援以外の保健医療サービス又は福祉サービスとの連携を児童発達支援計画の原案にも含めるよう努めているか。	(1) 都条例139号第12条第4項	B又はC
	5 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成にあたっては、障がい児に対する指定児童発達支援の提供に係る当該児童発達支援管理責任者以外の担当者等を招集して行う会議を開催し、児童発達支援計画の原案の内容について意見を求めているか。この場合において、当該会議はテレビ電話装置その他情報通信機器を活用して行うことができるものとする。 また、児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成にあたっては、通所給付決定保護者及び障がい児に対し、当該児童発達支援計画について説明し、文書により同意を得ているか。	(1) 都条例139号第12条第5項	B又はC
	6 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画を作成した際には、当該児童発達支援計画を通所給付決定保護者に交付しているか。	(1) 都条例139号第12条第6項	C
	7 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成後、児童発達支援計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。以下、「モニタリング」という。）を行うとともに、障がい児について解決すべき課題を把握し、少なくとも6月に1回以上、児童発達支援計画の見直しを行い、必要に応じて児童発達支援計画の変更を行っているか。	(1) 都条例139号第12条第7項	C

項目	基本的な考え方（観点）	関係法令等	評価区分
	<p>8 児童発達支援管理責任者は、モニタリングに当たっては、通所給付決定保護者との連携を継続的に行うとともに、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行っているか。</p> <p>ア 定期的に通所給付決定保護者及び障がい児に面接すること。</p> <p>イ 定期的にモニタリングの結果を記録すること。</p>	(1) 都条例139号第12条第8項	C
	<p>9 児童発達支援計画に変更のあった場合、2から6に準じて取り扱っているか。</p>	(1) 都条例139号第12条第9項	C
18 児童発達支援管理責任者の責務	<p>1 児童発達支援管理責任者は、17に規定する2から8業務のほか、次に掲げる業務を行っているか。</p> <p>ア 19に規定する相談及び援助を行うこと。</p> <p>イ 他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。</p>	(1) 都条例139号第12条第1項	B又はC
19 相談及び援助	<p>1 指定児童発達支援事業者は、常に障がい児の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、障がい児又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行っているか。</p>	(1) 都条例139号第31条	B又はC
20 指導訓練等	<p>1 指定児童発達支援事業者は、障がい児の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、障がい児の心身の状況に応じ、必要な技術をもって指導、訓練等を行っているか。また、障がい児の適性に応じ、障がい児が可能な限り健全な社会生活を営むことができるよう、適切に指導、訓練等を行っているか。</p>	(1) 都条例139号第32条第1項	C
	<p>2 指定児童発達支援事業者は、常時一人以上の従業者を指導、訓練等に従事させているか。</p>	(1) 都条例139号第32条第2項	C
	<p>3 指定児童発達支援事業者は、障がい児に対して、当該障がい児にかかる通所給付決定保護者の負担により、指定児童発達支援事業所の従業者以外の者による指導、訓練等を受けさせていないか。</p>	(1) 都条例139号第32条第3項	C
	<p>4 指定児童発達支援事業者は、1から3までに規定するもののほか、障がい児が日常生活における適切な習慣を確立するとともに、社会生活への適応性を高めるよう、あらゆる機会を通じて支援を行っているか。</p>	(1) 都条例139号第32条第4項	B
21 食事	<p>1 指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものに限る。）において、障がい児に食事を提供するときは、食品の種類及び調理方法について栄養並びに障がい児の身体的状況及び嗜好を考慮したものとなっているか。また、その献立は、可能な限り変化に富み、障がい児の健全な発育に必要な栄養量を含有するものとなっているか。</p> <p>2 調理はあらかじめ作成された献立に従って行っているか。</p>	(1) 都条例139号第33条第1項	B
		(1) 都条例139号第33条第2項	C

項目	基本的な考え方（観点）	関係法令等	評価区分
22 社会生活上の便宜の供与等	3 指定児童発達支援事業所においては、障がい児の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めているか。	(1) 都条例139号第33条第3項	B
	1 指定児童発達支援事業者は、教養娯楽設備等を備えるほか、必要に応じ障がい児のためのレクリエーション行事を行っているか。	(1) 都条例139号第34条第1項	B
	2 指定児童発達支援事業者は、常に障がい児の家族との連携を図るよう努めているか。	(1) 都条例139号第34条第2項	B
23 健康管理	1 指定児童発達支援事業者（児童発達支援センターであるものに限る。）は、常に障がい児の健康の状況に注意するとともに、通所する障がい児に対し、通所開始時の健康診断、少なくとも1年に2回の定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法第11条、第13条及び第17条に規定する健康診断に準じて行っているか。  なお、指定児童発達支援事業者は、次に掲げる健康診断が行われた場合には、上記の健康診断にかかわらず、下記の全部又は一部を行わないことができる。  ア 児童相談所等における障がい児の通所開始前の健康診断 障がい児の通所開始時の健康診断  イ 障がい児が通学する学校における健康診断 定期健康診断又は臨時の健康診断	(1) 都条例139号第35条第1項 (2) 都規則167号第8条	C
	2 指定児童発達支援事業所は、従業者の健康診断に当たっては、十分に注意を払っているか。	(1) 都条例139号第35条第2項	C
24 緊急時等の対応	1 指定児童発達支援事業所の従業者は、現に指定児童発達支援の提供を行っているときに障がい児に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。	(1) 都条例139号第36条	C
25 通所給付決定保護者に関する区市町村への通知	1 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を受けている障がい児に係る通所給付決定保護者が偽りその他不正な行為によって障害児通所給付費又は特例障害児通所給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を区市町村に通知しているか。	(1) 都条例139号第37条	B又はC
26 管理者の責務	1 管理者は、当該指定児童発達支援事業所の従業者及び業務の管理その他の管理を、一元的に行っているか。	(1) 都条例139号第11条第1項	B又はC
	2 管理者は、当該指定児童発達支援事業所の従業者に必要な指揮命令を行っているか。	(1) 都条例139号第11条第3項	C
27 運営規程	1 指定児童発達支援事業者は、各指定児童発達支援事業所において、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めてあるか。	(1) 都条例139号第13条	B又はC

項目	基本的な考え方（観点）	関係法令等	評価区分
28 勤務体制の確保等	<p>ア 事業の目的及び運営の方針</p> <p>イ 従業者の職種、員数及び職務の内容</p> <p>ウ 営業日及び営業時間</p> <p>エ 利用定員</p> <p>オ 指定児童発達支援の内容並びに通所給付決定保護者から受領する費用の種類及びその額</p> <p>カ 通常の事業の実施地域</p> <p>キ サービス利用に当たっての留意事項</p> <p>ク 緊急時等における対応方法</p> <p>ケ 非常災害対策</p> <p>コ 事業の主たる対象とする障がいの種類を定めた場合には当該障がいの種類</p> <p>サ 虐待の防止のための措置に関する事項</p> <p>シ その他運営に関する重要事項</p>		
	<p>1 指定児童発達支援事業者は、障がい児に対し、適切な指定児童発達支援を提供できるよう、各指定児童発達支援事業所において、当該児童発達支援事業所の従業者の勤務体制を定めているか。 原則として月ごとに勤務表を作成し、従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を明確にしているか。</p>	<p>(1) 都条例139号第14条第1項 (2) 障発0330第12通知第三の3(27)①</p>	C
	<p>2 指定児童発達支援事業所は、各指定児童発達支援事業所において、当該指定児童発達支援事業所の従業者によって指定児童発達支援を提供しているか。 (ただし、利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務については、第三者等への委託を行うことを認める。)</p>	<p>(1) 都条例139号第14条第2項 (2) 障発0330第12通知第三の3(27)②</p>	C
	<p>3 指定児童発達支援事業者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しているか。 研修機関が実施する研修や当該指定児童発達支援事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保しているか。</p>	<p>(1) 都条例139号第14条第3項 (2) 障発0330第12通知第三の3(27)③</p>	B又はC
	<p>4 指定児童発達支援事業者は、適切な指定児童発達支援の提供を確保する観点から、職場において行われる優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたもの又は性的な言動により従業者の就業環境が害されることを防止するための方針を明確化等の必要な措置を講じているか。</p>	<p>(1) 都条例139号第14条第4項 (2) 障発0330第12通知第三の3(27)④</p>	B又はC

項目	基本的な考え方（観点）	関係法令等	評価区分
28 業務継続計画の策定の2 定等	<p>1 指定児童発達支援事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定児童発達支援の提供を継続的に行い、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。</p> <p>2 指定児童発達支援事業者は、従業者に対し、業務継続計画を周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しているか。</p> <p>3 指定児童発達支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。</p>	<p>(1) 都条例139号第14条の2第1項</p> <p>(1) 都条例139号第14条の2第2項</p> <p>(1) 都条例139号第14条の2第3項</p>	<p>B 又は C</p> <p>B 又は C</p> <p>B 又は C</p>
29 定員の遵守	<p>1 指定児童発達支援事業者は、利用定員及び指導訓練室の定員を超えて指定児童発達支援の提供を行っていないか。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合はこの限りでない。 （原則として、利用定員を超えた障がい児の受入を禁止するものであるが、次に該当する利用定員を超えた障がい児の受入については、適正なサービスの提供が確保されることを前提とし、地域の社会資源の状況等からやむを得ない事情が存在する場合に限り、可能とする。）</p> <p>(1) 一日当たりの障がい児の数</p> <p>ア 利用定員50人以下の場合 1日の障がい児の数が、利用定員に100分の150を乗じて得た数以下となっていること。</p> <p>イ 利用定員51人以上の場合 1日の障がい児の数が、利用定員に当該利用定員から50を差し引いた数に100分の25を乗じて得た数に、25を加えた数を加えて得た数以下となっていること。</p> <p>(2) 過去3ヶ月間の障がい児の数 直近の過去3ヶ月間の障がい児の延べ数が、利用定員に開所日数を乗じて得た数に、100分の125を乗じて得た数以下となっていること。 ただし、定員11人以下の場合は、過去3ヶ月間の障がい児の延べ数が、定員の数に3を加えて得た数に開所日数を乗じて得た数以下となっていること。</p>	<p>(1) 都条例139号第38条 (2) 障発0330第12通知第三の3(29)①</p> <p>(1) 障発0330第12通知第三の3(29)② (2) 障発0330第16通知第二1(5)</p>	<p>C</p>

項目	基本的な考え方（観点）	関係法令等	評価区分
30 非常災害対策	1 昭和56年5月31日以前に新築した建築物のうち、一定要件（※）を満たす建築物（要緊急安全確認大規模建築物）の所有者は、平成27年12月31日までに耐震診断を行い、その結果を所管行政庁に報告を行っているか。（※階数2及び延床面積5,000㎡以上の社会福祉施設等もしくは階数2及び延床面積1,500㎡以上の保育所）	(1) 建築物の耐震改修の促進に関する法律附則第3条、同法律第5条第3項第1号 (2) 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令附則第2条、同法令施行令第3条	B
	2 昭和56年5月31日以前に建築物のうち、現行の建築基準法の耐震関係規定に適合しない建築物（既存耐震不適格建築物）の所有者は、耐震診断を行い、必要に応じ、耐震改修を行うよう努めているか。	(1) 建築物の耐震改修の促進に関する法律第16条第1項、第5条第3項第1号、同法律施行令第3条	B
	3 指定児童発達支援事業者は、消化設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知しているか。	(1) 都条例139号第51条第1項 (2) 平成28年9月9日障障発第0909第1号「障害者視線施設等における利用者の安全の確保及び非常災害対策児の体制の整備の強化・徹底について」	B又はC
	4 指定児童発達支援事業者は、非常災害に備えるため、定期的に避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行っているか。	(1) 都条例139号第51条第2項	B又はC
	5 指定児童発達支援事業者は、4に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう地域住民等との連携に努めているか。	(1) 都条例139号第51条第3項	B又はC



項目	基本的な考え方（観点）	関係法令等	評価区分
31 安全計画の策定等	<p>6 区市町村地域防災計画に定められた洪水浸水想定区域内等又は土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、避難確保計画を作成し、区市町村長に報告しているか。 また、当該計画で定めるところにより、避難訓練を実施しているか。</p> <p>1 指定児童発達支援事業者は、障がい児の安全の確保を図るため、指定児童発達支援事業所ごとに、当該指定児童発達支援事業所の設備の安全点検、従業者、障がい児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた指定児童発達支援事業所での生活その他の日常生活における安全に関する事項についての計画（以下「安全計画」という）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じているか。</p> <p>2 指定児童発達支援事業者は、従業者に対し、安全計画に周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しているか。</p> <p>3 指定児童発達支援事業者は、障がい児の安全確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しているか。</p> <p>4 指定児童発達支援事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行っているか。</p>	<p>(1) 水防法第15条の3第1項及び第2項、第5項 (2) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第8条の2第1項及び第2項、第5項</p> <p>(1) 都条例139号第51条の2第1項</p> <p>(1) 都条例139号第51条の2第2項</p> <p>(1) 都条例139号第51条の2第3項</p> <p>(1) 都条例139号第51条の2第4項</p>	<p>B又はC</p> <p>B又はC</p> <p>B又はC</p> <p>B</p>
32 自動車を運行する場合の所在確認	<p>1 指定児童発達支援事業者は、障がい児の事業所外の活動、取組等のための移動その他の障がい児の移動のために自動車を運行するときは、障がい児の乗車及び降車の際に、点呼その他の障がい児の所在を確実に把握することができる方法により、障がい児の所在を確認しているか。</p> <p>2 指定児童発達支援事業者は、障がい児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案して、これと同程度に障がい児の所在の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の障がい児の所在の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（障がい児の降車の際に限る）を行っているか。</p>	<p>(1) 都条例139号第51条の3第1項</p> <p>(1) 都条例139号第51条の3第2項</p>	<p>B又はC</p> <p>C</p>

項目	基本的な考え方（観点）	関係法令等	評価区分
33 衛生管理等	<p>1 指定児童発達支援事業者は、障がい児の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じているか。また、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行っているか。</p> <p>2 指定児童発達支援事業者は、事業所において感染症又は食中毒の発生、又はまん延の防止のため、規則で定める次の措置を講じているか。</p> <p>ア 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催（テレビ電話装置等を活用しての開催も可能）するとともに、その結果について、従業者に十分に周知すること。</p> <p>イ 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。</p> <p>ウ 従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに訓練を定期的実施すること。</p> <p>3 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めているか。</p> <p>指定児童発達支援事業者は、次の点に留意しているか。</p> <p>ア 感染症又は食中毒の発生及びまん延を防止するための措置等について、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるとともに、密接な連携を保つこと。</p> <p>イ 特にインフルエンザ対策、腸管出血性大腸菌感染症対策、レジオネラ症対策等については、その発生及びまん延を防止するための措置について、別途通知等が発出されているので、これにも基づき適切な措置を講じること。</p> <p>ウ 空調設備等により施設内の適温の確保に努めること。</p>	<p>(1) 都条例139号第39条第1項</p> <p>(1) 都条例139号第39条第2項 (2) 都規則167号第8条の2</p> <p>(1) 障発0330第12通知第三の3(31)①</p>	<p>C</p> <p>B又はC</p> <p>B又はC</p>
34 協力医療機関	<p>1 指定児童発達支援事業者は、障がい児の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めているか。</p>	<p>(1) 都条例139号第40条</p>	<p>C</p>
35 掲示	<p>1 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、協力医療機関、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示もしくは備え付けしているか。</p>	<p>(1) 都条例139号第41条</p>	<p>B又はC</p>
36 身体拘束等の禁止	<p>1 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の提供に当たっては、障がい児又は他の障がい児の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他障がい児の行動を制限する行為を行っていないか。</p> <p>2 指定児童発達支援事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の障がい児の心身の状況並びに理由その他必要な事項を記録しているか。</p>	<p>(1) 都条例139号第42条第1項</p> <p>(1) 都条例139号第42条第2項</p>	<p>B</p> <p>B又はC</p>

項目	基本的な考え方（観点）	関係法令等	評価区分
	<p>3 指定児童発達支援事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、規則で定める次の措置を講じているか。</p> <p>ア 身体的拘束等の適正化に係る対策を検討するための委員会を定期的開催（テレビ電話装置等を活用しての開催も可能）するとともに、その結果について、従業者に十分に周知すること。</p> <p>イ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。</p> <p>ウ 従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。</p>	<p>(1) 都条例139号第42条第3項</p> <p>(2) 都規則167号第8条の3</p>	C
37 虐待等の禁止	<p>1 指定児童発達支援事業所の従業者は、障がい児に対し、児童虐待の防止等に関する法律第2条各号に掲げる行為その他当該障がい児の心身に有害な影響を与える行為をしていないか。</p> <p>2 指定児童発達支援事業者は、虐待の発生及び再発を防止するため、規則で定める次の措置を講じているか。</p> <p>ア 虐待の防止に係る対策を検討するための委員会を定期的開催（テレビ電話装置等を活用しての開催も可能）するとともに、その結果について、従業者に十分に周知すること。</p> <p>イ 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。</p> <p>ウ 前二号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。</p>	<p>(1) 都条例139号第43条第1項</p> <p>(1) 都条例139号第43条第2項</p> <p>(2) 都規則167号第8条の4</p>	C
38 秘密保持等	<p>1 管理者及び指定児童発達支援事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た障がい児又はその家族の秘密を漏らしていないか。</p> <p>2 指定児童発達支援事業者は、従業者及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た障がい児又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。</p> <p>3 指定児童発達支援事業者は、他の指定障害児入所施設等に対して、障がい児又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該利用者又はその家族の同意を得ているか。</p>	<p>(1) 都条例139号第45条第1項</p> <p>(1) 都条例139号第45条第2項</p> <p>(1) 都条例139号第45条第3項</p>	C B又はC C
39 情報の提供等	<p>1 指定児童発達支援事業者は、障がい児が、適切かつ円滑に利用することができるように、実施する事業の内容に関する情報の提供を行っているか。</p> <p>2 指定児童発達支援事業者は、当該指定児童発達支援事業者について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものとなっていないか。</p>	<p>(1) 都条例139号第46条第1項</p> <p>(1) 都条例139号第46条第2項</p>	B又はC B又はC

項目	基本的な考え方（観点）	関係法令等	評価区分
40 利益供与等の禁止	1 指定児童発達支援事業者は、障害児相談支援事業者等、障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者に対し、障がい児又はその家族に対して当該指定児童発達支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。	(1) 都条例139号第47条第1項	C
	2 指定児童発達支援事業者は、障害児相談支援事業者等、障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者から、障がい児又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受していないか。	(1) 都条例139号第47条第2項	C
41 苦情解決	1 指定児童発達支援事業者は、障がい児又は通所給付決定保護者その他の当該障がい児の家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じているか。	(1) 都条例139号第48条第1項	B又はC
	2 指定児童発達支援事業者は、1の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。	(1) 都条例139号第48条第2項	C
	3 指定児童発達支援事業者は、その提供した指定児童発達支援に関し、法第21条の5の22第1項の規定により知事又は区市町村長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定児童発達支援事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じるとともに、障がい児又は通所給付決定保護者その他の当該障がい児の家族からの苦情に関して知事等が行う調査に協力し、知事等から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。また、知事等からの求めがあった場合には、改善の内容を報告しているか。	(1) 都条例139号第48条第3項	C
	4 指定児童発達支援事業者は、社会福祉法第85条に規定する運営適正委員会が行う調査又はあっせんにできる限り協力しているか。	(1) 都条例139号第48条第4項	C
42 地域との連携等	1 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めているか。	(1) 都条例139号第49条第1項	B又はC
	2 指定児童発達支援事業者（児童発達支援センターである指定児童発達支援事業所において、指定児童発達支援の事業を行うものに限る。）は、通常の事業の実施地域の障がい児の福祉に関し、障がい児若しくはその家庭又は当該障がい児が通い、在学し、若しくは在籍する保育所、幼稚園、小学校若しくは特別支援学校若しくは認定こども園その他児童が集団生活を営む施設からの相談に応じて、助言その他の必要な援助を行うように努めているか。	(1) 都条例139号第49条第2項	B又はC
43 事故発生時の対応	1 指定児童発達支援事業者は、障がい児に対する指定児童発達支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに都、区市町村、当該障がい児の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。また、事故の状況及び処置について、記録しているか。 なお、都への報告対象事故等については、以下のとおり。  ア 死亡事故（誤嚥によるもの等）	(1) 都条例139号第50条第1項	C

項目	基本的な考え方（観点）	関係法令等	評価区分
	<p>イ 入院を要した事故（持病による入院等は除く）</p> <p>ウ イ以外の医療機関での治療を要する負傷や疾病を伴う事故</p> <p>エ 薬の誤与薬（その後の経過に関わらず、事案が発生した時点で要報告）</p> <p>オ 無断外出（警察・消防等の他の機関が関わったもの）</p> <p>カ 感染症の発生</p> <p>キ 事件性のあるもの（職員による暴力事件等）</p> <p>ク 保護者や関係者とのトラブル発生が予想されるもの</p> <p>ケ 施設運営上の事故の発生（不正会計処理、送迎中の交通事故、個人情報の流失等）</p> <p>コ その他特に報告の必要があると施設が判断したもの</p> <p>2 指定児童発達支援事業者は、障がい児に対する指定児童発達支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。</p> <p>3 外部からの不審者の侵入に対する防犯に係る安全確保のため、必要な取組を図るとともに、関係機関や地域住民等多様な関係者との協力・連携体制を構築しておくよう努めているか。</p>	<p>(2) 令和5年5月9日付5福保障施第320号「施設・事業所における事故等防止対策の徹底について」（通知）</p> <p>(1) 都条例139号第50条第2項</p> <p>(1) 平成28年9月15日付雇児総発0915第1号外「社会福祉施設等における防犯に係る安全の確保について」</p>	<p>C</p> <p>B 又は C</p>
44 会計の区分	1 指定児童発達事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに経理を区分するとともに、指定児童発達支援の事業の会計をその他の事業の会計と区分しているか。	(1) 都条例139号第52条	C
45 記録の整備	<p>1 指定児童発達支援事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しているか。</p> <p>2 指定児童発達支援事業者は、障がい児に対する指定児童発達支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該記録に係る事象の完結の日から5年間保存しているか。</p> <p>ア 11の1に規定する提供した指定児童発達支援に係る必要な事項の提供の記録</p> <p>イ 17の児童発達支援計画</p> <p>ウ 25の規定による区市町村への通知に係る記録</p> <p>エ 34の2に規定する身体拘束等の記録</p> <p>オ 40の2に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>カ 42の1に規定する事故の状況及び処置についての記録</p>	<p>(1) 都条例139号第53条第1項</p> <p>(1) 都条例139号第53条第2項</p>	<p>B</p> <p>B 又は C</p>

項目	基本的な考え方（観点）	関係法令等	評価区分
第5 届出等			
1 変更の届出	<p>1 指定児童発達支援事業者は、児童福祉法施行規則第18条の35第1項第1号及び第18条の27第1項第1号、第2号、第4号（当該指定に係る事業に関するものに限る。）、第5号、第7号、第8号、第12号及び第14号に定める事項に変更があったとき、又は休止した当該指定通所支援の事業を再開したときは、10日以内に、その旨を都道府県知事に届け出ているか。</p> <p>※指定児童発達支援事業者が変更の届出を要する事項</p> <p>ア 事業所の名称及び所在地</p> <p>イ 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名</p> <p>ウ 申請者の登記事項証明書又は条例等</p> <p>エ 事業所の平面図（各室の用途を明示するものとする。）及び設備の概要</p> <p>オ 事業所の管理者及び児童発達支援管理責任者の氏名、生年月日、住所及び経歴</p> <p>カ 運営規程</p> <p>キ 当該申請に係る事業に係る障害児通所給付費の請求に関する事項</p>	<p>(1) 児福法第21条の5の20第3項</p> <p>(2) 児福法施行規則第18条の35第1項第1号及び第3項</p> <p>(3) 児福法施行規則第18条の27第1項</p>	B又はC
2 業務管理体制の整備	<p>1 指定児童発達支援事業者は、障がい児の人格を尊重するとともに、児福法又は児福法に基づく命令を遵守し、障がい児及びその保護者のため忠実にその職務を遂行するために、業務管理体制を整備しているか。</p> <p>ア 指定を受けている事業所の数が1以上20未満の指定障害児通所支援事業者等（指定児童発達医療機関の設置者を除く。）</p> <p>（ア）法令を遵守するための体制の確保に係る責任者（以下「法令遵守責任者」という。）を選任しているか。</p> <p>イ 指定を受けている事業所の数が20以上100未満の指定障害児通所支援事業者等（指定児童発達医療機関の設置者を除く。）</p> <p>（ア）法令遵守責任者を選任しているか。</p> <p>（イ）業務が法令に適合することを確保するための規程を整備しているか。</p>	<p>(1) 児福法施行規則第18条の35第2項</p> <p>(1) 児福法第21条の5の18第3項</p> <p>(2) 児福法第21条の5の26第1項</p> <p>(3) 児福法施行規則第18条の37</p>	B又はC  C

項目	基本的な考え方（観点）	関係法令等	評価区分
第6 障害児通所給付費の算定及び取り扱い	<p>ウ 指定を受けている事業所の数が100以上の指定障害児通所支援事業者等及び指定児童発達医療機関の設置者</p> <p>(ア) 法令遵守責任者の選任をしているか。</p> <p>(イ) 業務が法令に適合することを確保するための規程を整備しているか。</p> <p>(ウ) 業務執行の状況の監査を定期的に行っているか。</p> <p>2 指定児童発達支援事業者は、遅滞無く業務管理体制の整備に関する事項を届け出ているか。また、届出書には以下の事項が記載されているか。</p> <p>ア 指定障害児通所支援事業者等の名称又は氏名、主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名</p> <p>イ 法令遵守責任者の氏名及び生年月日</p> <p>ウ 業務が法令に適合することを確保するための規程の概要（指定を受けている事業所及び施設 の数が20以上の指定障害児通所支援事業者等及び指定医療機関の設置者に限る。）</p> <p>エ 業務執行の状況の監査の方法の概要（指定を受けている事業所及び施設の数100以上の指定障害児通所支援事業者等及び指定児童発達医療機関設置者に限る。）また、届け出た事項に変更があったときは、遅滞なく当該変更に係る事項について届け出ているか。</p>	<p>(1) 児福法第21条の5の26第2項及び第3項</p> <p>(2) 児福法施行規則第18条の38</p> <p>児福法第21条の5の3</p>	C
	1 基本事項	<p>1 指定児童発達支援に要する費用の額は、平24年厚生労働省告示第122号の別表「障害児通所給付費等単位数表」の第1により算定する単位数に平成24年厚生労働省告示第128号「厚生労働大臣が定める一単位の単価」に定める一単位の単価を乗じて得た額を算定しているか。</p> <p>2 1の規定により、指定児童発達支援に要する費用の額を算定した場合において、その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて算定しているか。</p>	<p>(1) 平24厚労告122の一</p> <p>(1) 平24厚労告122の二</p>
2 児童発達支援給付費	<p>1 児童発達支援給付費（平24厚労告122別表第1の1のイからハマまで）については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援の単位において指定児童発達支援を行った場合に、障がい児の障害種別及び医療的ケア区分並びに利用定員に応じ、1日につき所定単位数を算定しているか。また、地方公共団体が設置する児童発達支援センターの場合は、所定単位数の1000分の965に相当する単位を算定しているか。</p>	<p>(1) 平24厚労告122別表第1の1の注1</p>	C

項目	基本的な考え方（観点）	関係法令等	評価区分
	<p>2 児童発達支援給付費（平24厚労告122別表第1の1のニ又はホ）については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援の単位において、指定児童発達支援を行った場合に、障がい児の障がい種別及び医療的ケア区分並びに利用定員に応じ、1日につき所定単位数を算定しているか。</p> <p>3 児童発達支援給付費の算定に当たって、次のアからウまでのいずれかに該当する場合に、それぞれに掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定しているか。</p> <p>ア 児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者が、人員基準を満たしていない場合</p> <p>① 1割を超えて欠如した場合にはその翌月から、1割の範囲内で欠如した場合にはその翌々月から解消されるに至った月までの間 100分の70</p> <p>② 減算が適用された月から3月以上連続して基準を満たさない場合は、減算が適用された3月目から解消されるに至った月までの間 100分の50</p> <p>イ 児童発達支援管理責任者が、人員基準を満たしていない場合</p> <p>① その翌々月から解消に至った月までの間 100分の70</p> <p>② 減算が適用された月から⑤月以上連続して基準を満たさない場合は、減算が適用された5月目から解消されるに至ったまでの間 100分の50</p> <p>ウ 指定児童発達支援の提供に当たって、児童発達支援計画が作成されていない場合</p> <p>① 児童発達支援計画が作成されていない期間が3か月未満の場合 100分の70</p> <p>② 減算が適用された月から3月以上連続して基準を満たさない場合は、減算が適用された3月目から解消されるに至った月までの間 100分の50</p> <p>エ 指定児童発達支援の提供に当たっては、指定通所基準第26条第5項に規定する基準に適合しているものとして都知事に届け出していない場合 100分の85</p> <p>4 児童福祉法に基づく指定障がい児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年2月3日厚生労働省令第15号。以下「指定通所基準」という。）に規定する運営規程に定める営業時間が、別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合には、所定単位数に別に厚生労働大臣が定める割合を乗じて得た数を算定しているか。</p> <p>5 やむを得ず身体的拘束等を行う場合に、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急上やむを得ない理由その他必要な事項を記録していない場合、1日につき5単位を所定単位数から減算しているか。</p>	<p>(1) 平24厚労告122別表第1の1の注2</p> <p>(1) 平24厚労告122別表第1の1の注3 (2) 障発0330第16通知第二の1(5)、(6)、(7)及び(8)</p> <p>(1) 平24厚労告122別表第1の1の注4</p> <p>(1) 平24厚労告122別表第1の1の注5</p>	<p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p>



項目	基本的な考え方（観点）	関係法令等	評価区分
3 家庭連携加算	6 指定児童発達支援の単位（主として難聴児を通わせる児童発達支援センターに限る。）において、難聴児のうち、人工内耳を装着している障がい児に対して、指定児童発達支援を行った場合に、人工内耳装用児加算として、利用定員に応じ、1日につき平24厚労告122別表第1の1の注7のイからニまでに掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。	(1) 平24厚労告122別表第1の1の注7	C
	7 常時見守りが必要な障がい児に対する支援及びその障がい児の保護者に対する支援方法の指導を行う等支援方法の指導を行う等支援の強化を図るために、児童発達支援給付費の算定に必要となる従業者の員数に加え、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士等若しくは別に厚生労働大臣が定める基準に適合する専門職員、児童指導員、手話通訳士、手話通訳者若しくは別に厚生労働大臣が定める基準に適合する者又はその他の従業者を1以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所において、指定児童発達支援を行った場合に、利用定員に応じ、1日につき平24厚労告122別表第1の1の注8のイ、ロ、ハ、ニ、ホの単位数を所定単位数に加算しているか。	(1) 平24厚労告122別表第1の1の注8	C
	8 理学療法士等及び児童指導員による支援が必要な障害児に対する支援及びその障害児の保護者に対する支援方法の指導を行う等の専門的な支援の強化を図るために、児童発達支援給付費の算定に必要となる従業者の員数に加え、理学療法士等又は児童指導員を1以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た児童発達支援事業所において、指定児童発達支援を行った場合に、利用定員に応じ、1日につき平24厚労告122別表第1の1の注9のイ、ロ、ハ、ニ、ホの単位数を所定単位数に加算しているか。ただし、平24厚労告122別表第1の1の注3の(2)を算定している場合は、加算しない。	(1) 平24厚労告122別表第1の1の注9	C
	9 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所において、指定児童発達支援を行った場合に、看護職員加配加算として、1日につき平24厚労告122別表第1の1の注10のイ、ロ、ハの単位数を所定単位数に加算しているか。 ただし、平24厚労告122別表第1の1の注10に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、平24厚労告122別表第1の1の注10に掲げるその他の加算は算定しない。	(1) 平24厚労告122別表第1の1の注10	C
	1 指定児童発達支援事業所等において、指定児童発達支援事業所等の従業者が、児童発達支援計画に基づき、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、障がい児の居宅を訪問して障がい児及びその家族等に対する相談援助等を行った場合に、1月につき4回を限度として、その内容の指定児童発達支援等を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を加算しているか。	(1) 平24厚労告122別表第1の2の注	B又はC

項目	基本的な考え方（観点）	関係法令等	評価区分
4 事業所内相談支援加算	<p>1 事業所内相談支援加算（Ⅰ） 指定児童発達支援事業所等において、児童発達支援事業所等の従業者が、児童発達支援計画に基づき、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、障がい児及びその家族等に対して当該障がい児の療育に係る相談援助を行った場合に、1月につき1回を限度として、所定単位数を加算しているか。ただし、同一日に家庭連携加算又は事業所内相談支援加算（Ⅱ）を算定している場合は、加算しないこと。</p> <p>2 事業所内相談支援加算（Ⅱ） 指定児童発達支援事業所等において、指定児童発達支援事業所等の従業者が、児童発達支援計画に基づき、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、障がい児及びその家族等に対する当該障害児の療育に係る相談援助を当該障害児以外の障害児及びその家族等と合わせて行った場合に、1月につき1回を限度として、所定単位数を加算しているか。ただし、同一日に「家庭連携加算」を算定している場合は、加算しないこと。</p>	<p>(1) 平24厚労告122別表第1の2の2の注1</p> <p>(1) 平24厚労告122別表第1の2の2の注2</p>	B又はC
5 食事提供加算	<p>1 食事提供加算（Ⅰ） 児童発達支援センターにおいて中間所得者の通所給付決定に係る障がい児に対し、指定児童発達支援を行った場合に、別に厚生労働大臣が定める期日までの間、1日につき所定単位数を加算しているか。</p> <p>2 食事提供加算（Ⅱ） 児童発達支援センターにおいて低所得者等の通所給付決定に係る障がい児に対し、指定児童発達支援を行った場合に、別に厚生労働大臣が定める期日までの間、1日につき所定単位数を加算しているか。</p>	<p>(1) 平24厚労告122別表第1の3の注1</p> <p>(1) 平24厚労告122別表第1の3の注2</p>	B又はC
6 利用者負担上限額管理加算	<p>1 指定児童発達支援事業所が通所給付決定保護者から依頼を受け、第4の14の規定により、通所利用者負担額合計額の管理を行った場合に、1月につき所定単位数を加算しているか。</p>	<p>(1) 平24厚労告122別表第1の4の注</p>	B又はC
7 福祉専門員配置等加算	<p>1 福祉専門職員配置等加算（Ⅰ） 指定通所基準第5条又は第6条の規定により置くべき児童指導員として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師であるものの割合が100分の35以上であるものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所において、指定児童発達支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。</p>	<p>(1) 平24厚労告122別表第1の5の注1</p>	B又はC

項目	基本的な考え方（観点）	関係法令等	評価区分
	<p>2 福祉専門職員配置等加算（Ⅱ） 指定通所基準第5条又は第6条の規定により置くべき児童指導員として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師であるものの割合が100分の25以上であるものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所において、指定児童発達支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。 ただし、この場合において、福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）を算定している場合は、算定しないこと。</p>	(1) 平24厚労告122別表第1の5の注2	B又はC
	<p>3 福祉専門職員配置等加算（Ⅲ） 次のア又はイのいずれかに該当するものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所において、指定児童発達支援を行なった場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。 ただし、福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）又（Ⅱ）を算定している場合は、算定しないこと。</p> <p>ア 指定通所基準第5条又は第6条の規定により置くべき児童指導員若しくは保育士（イにおいて「児童指導員等」という。）として配置されている従業者のうち、常勤で配置されている従業者の割合が100分の75以上であること。</p> <p>イ 児童指導員等として常勤で配置されている従業者のうち、3年以上従事している従業者の割合が100分の30以上であること。</p>	(1) 平24厚労告122別表第1の5の注3	B又はC
	<p>1 栄養士配置加算（Ⅰ） 次のア及びイに掲げる基準のいずれにも適合するものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターに限る。）において、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を加算しているか。</p> <p>ア 常勤の管理栄養士又は栄養士を1名以上配置していること。</p> <p>イ 障がい児の日常生活状況、嗜好等を把握し、安全及び衛生に留意した適切な食事管理を行っていること。</p>	(1) 平24厚労告122別表第1の6の注1	B又はC
8 栄養士配置加算	<p>2 栄養士配置加算（Ⅱ） 次のア及びイに掲げる基準のいずれにも適合するものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所において、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を加算しているか。</p> <p>ア 常勤の管理栄養士又は栄養士を1名以上配置していること。</p> <p>イ 障がい児の日常生活状況、嗜好等を把握し、安全及び衛生に留意した適切な食事管理を行っていること。</p>	(1) 平24厚労告122別表第1の6の注2	B又はC

項目	基本的な考え方（観点）	関係法令等	評価区分
9 欠席時対応加算	1 指定児童発達支援事業所等において指定児童発達支援等を利用する障がい児等が、あらかじめ当該指定児童発達支援事業所等の利用を予定していた日に、急病等によりその利用を中止した場合において、指定児童発達支援等の従業者が、就学児等又はその家族等との連絡調整その他の相談援助を行なうとともに、当該就学児の状況、相談援助の内容等を記録した場合に、1月につき4回を限度として、所定単位数を加算しているか。 ただし、平24厚労告122別表第1の1のハ又はホを算定している指定児童発達支援事業所において1月につき当該指定児童発達支援等を利用した障がい児の数を利用定員に当該月の営業日数を乗じた数で除して得た率が100分の80に満たない場合は、1月につき8回を限度として、所定単位数を算定しているか。	(1) 平24厚労告122別表第1の7の注	B又はC
10 特別支援加算	1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所において、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定児童発達支援を行った場合に、当該指定児童発達支援を受けた障がい児等1人に対し、1日につき、所定単位数を算定しているか。 ただし、平24厚労告122別表第1の1の注8のイの(1)、ロの(1)、ハの(1)、ニの(1)若しくはホの(1)若しくは注9のイの(1)、ロの(1)、ハの(1)、ニの(1)若しくはホの(1)を算定している場合は、加算しないこと。	(1) 平24厚労告122別表第1の8の注	B又はC
11 強度行動障害児支援加算	1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する強度の行動障がい等を有する児童に対し、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定児童発達支援を行う者として都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所において、当該指定児童発達支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。 ただし、平24厚労告122別表第1の1のハ又はホを算定している場合は、加算しないこと。	(1) 平24厚労告122別表第1の8の2の注	B又はC
12 個別サポート加算	1 個別サポート加算（Ⅰ） 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する心身の状態にある児童に対し、指定児童発達支援事業所等において、指定児童発達支援等を行った場合に、1日につき所定加算単位数を加算する。 ただし、平24厚労告122別表第1の1のハを算定している場合は、加算しないこと。	(1) 平24厚労告122別表第1の9の注1	B又はC
	2 個別サポート加算（Ⅱ） 要保護児童（法第6条の3第8項に規定する要保護児童をいう。以下同じ。）又は要支援児童（同条第5項に規定する要支援児をいう。以下同じ。）であって、その保護者の同意を得て、児童相談所その他の公的機関又は当該児童若しくはその保護者の主治医と連携し、指定児童発達支援等を行う必要があるものに対し、指定児童発達支援事業所等において、指定児童発達支援等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。	(1) 平24厚労告122別表第1の9の注2	B又はC

項目	基本的な考え方（観点）	関係法令等	評価区分
13 医療連携体制加算	<p>1 医療連携体制加算（Ⅰ） 医療機関との連携により、看護職員（保健師、助産婦、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。）を指定児童発達支援事業所等に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して1時間未満の看護を行った場合に、当該看護を受けた障がい児に対し、1回の訪問につき8人の障がい児を限度として、1日につき所定単位数を加算しているか。 ただし、平24厚労告122別表第1の1のイの(1)、(2)若しくは(3)、1のロの(1)、(2)若しくは(3)、1のハ、1のニの1の(一)、(二)若しくは(三)、1のニの2の(一)、(二)若しくは(三)又は1のホを算定している障がい児については、算定しないこと。</p> <p>2 医療連携体制加算（Ⅱ） 医療機関との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所等に訪問させ、当該看護職員が障がい児に対して1時間以上2時間未満の看護を行った場合に、当該看護を受けた障がい児に対し、1回の訪問につき8人の障がい児を限度として、1日につき所定単位数を加算しているか。 ただし、平24厚労告122別表第1の1のイの(1)、(2)若しくは(3)、1のロの(1)、(2)若しくは(3)、1のハ、1のニの1の(一)、(二)若しくは(三)、1のニの2の(一)、(二)若しくは(三)又は1のホを算定している障がい児については、算定しないこと。</p> <p>3 医療連携体制加算（Ⅲ） 医療機関との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所等に訪問させ、当該看護職員が障がい児に対して2時間以上の看護を行った場合に、当該看護を受けた障がい児に対し、1回の訪問につき8人の障がい児を限度として、1日につき所定単位数を加算しているか。 ただし、平24厚労告122別表第1の1のイの(1)、(2)若しくは(3)、1のロの(1)、(2)若しくは(3)、1のハ、1のニの1の(一)、(二)若しくは(三)、1のニの2の(一)、(二)若しくは(三)又は1のホを算定している障がい児については、算定しないこと。</p> <p>4 医療連携体制加算（Ⅳ） 医療機関との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所等に訪問させ、当該看護職員がスコア表の欄に規定するいずれかの医療行為を必要とする障がい児に対して4時間未満の看護を行った場合に、当該看護を受けた障害児に対し、1回の訪問につき8人の障がい児を限度として、当該看護を受けた障がい児の数に応じ、1日につき所定単位数を加算しているか。 ただし、平24厚労告122別表第1の1のイの(1)、(2)若しくは(3)、1のロの(1)、(2)若しくは(3)、1のハ、1のニの1の(一)、(二)若しくは(三)、1のニの2の(一)、(二)若しくは(三)又は1のホを算定している障害児については、算定しないこと。この場合において、スコア表の項目の欄に規定するいずれかの医療行為を必要とする状態である障がい児が3人以上利用している指定児童発達支援事業所等にあつては、1のイの(1)、(2)若しくは(3)、1のロの(1)、(2)若しくは(3)、1のニの1の(一)、(二)若しくは(三)又は1のニの2の(一)、(二)若しくは(三)を算定することを原則とすること。</p>	<p>(1) 平24厚労告122別表第1の10の注1</p> <p>(1) 平24厚労告122別表第1の10の注2</p> <p>(1) 平24厚労告122別表第1の10の注3</p> <p>(1) 平24厚労告122別表第1の10の注4</p>	<p>B 又は C</p> <p>B 又は C</p> <p>B 又は C</p> <p>B 又は C</p>

項目	基本的な考え方（観点）	関係法令等	評価区分
	<p>5 医療連携体制加算（Ⅴ） 医療機関との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所等に訪問させ、当該看護職員がスコア表の欄に規定するいずれかの医療行為を必要とする障がい児に対して4時間以上の看護を行った場合に、当該看護を受けた障がい児に対し、1回の訪問につき8人の障がい児を限度として、当該看護を受けた障がい児の数に応じ、1日につき所定単位数を加算しているか。 ただし、医療連携体制加算（Ⅰ）から（Ⅲ）までのいずれか又は平24厚労告122別表第1の1のイの（1）、（2）若しくは（3）、1のロの（1）、（2）若しくは（3）、1のハ、1のニの1の（一）、（二）若しくは（三）、1のニの（2）の（一）、（二）若しくは（三）又は1のホを算定している障がい児については、算定しないこと。この場合において、スコア表の項目の欄に規定するいずれかの医療行為を必要とする状態である障がい児が3人以上利用している指定児童発達支援事業所等にあつては、1のイの（1）、（2）若しくは（3）、1のロの（1）、（2）若しくは（3）、1のニの1の（一）、（二）若しくは（三）又は1のニの（2）の（一）、（二）若しくは（三）を算定することを原則とすること。</p> <p>6 医療連携体制加算（Ⅵ） 医療機関等との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所等に訪問させ、当該看護職員が認定特定行為業務従事者（社会福祉士及び介護福祉士法附則第3条第1項に規定する認定特定行為業務従事者という。以下同じ。）に喀痰吸引等（同法第2条第2項に規定する喀痰吸引等をいう。以下同じ。）に係る指導を行った場合に、当該看護職員1人に対し、1日につき所定単位数を加算しているか。 ただし、平24厚労告122別表第1の1のイの（1）、（2）若しくは（3）、1のロの（1）、（2）若しくは（3）、1のハ、1のニの1の（一）、（二）若しくは（三）、1のニの（2）の（一）、（二）若しくは（三）又は1のホを算定している障がい児については、算定しないこと。</p> <p>7 医療連携体制加算（Ⅶ） 喀痰吸引等が必要な障がい児に対して、認定特定行為業務従事者が、医療機関等との連携により、喀痰吸引等を行った場合に、障がい児1人に対し、1日につき所定単位数を加算しているか。 ただし、平24厚労告122別表第1の1のイの（1）、（2）若しくは（3）、1のロの（1）、（2）若しくは（3）、1のハ、1のニの1の（一）、（二）若しくは（三）、1のニの（2）の（一）、（二）若しくは（三）又は1のホを算定している障がい児については、算定しないこと。</p>	<p>(1) 平24厚労告122別表第1の10の注5</p> <p>(1) 平24厚労告122別表第1の10の注6</p> <p>(1) 平24厚労告122別表第1の10の注7</p>	<p>B 又は C</p> <p>B 又は C</p> <p>B 又は C</p>
14 送迎加算	<p>1 障がい児（重症心身障がい児を除く。）に対して行う場合については、その居宅等と指定児童発達支援事業所等との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算しているか。ただし、平24厚労告122別表第1の1のイ又はロを算定している場合は、算定しないこと。</p>	<p>(1) 平24厚労告122別表第1の11の注1</p>	<p>B 又は C</p>

項目	基本的な考え方（観点）	関係法令等	評価区分
	<p>2 1及び平24 厚労告122 別表第1の1の2の(1)の(一)から(三)までのいずれか又は1の2の(2)の(一)から(三)までのいずれかを算定している指定児童発達支援事業所において、当該指定児童発達支援事業所の看護職員を伴い、スコア表の項目の欄に規定するいずれかの医療行為を必要とする状態である障がい児に対して、その居宅等と指定児童発達支援事業所との間の送迎を行った場合に、片道につき37 単位を所定単位数に加算しているか。</p> <p>3 重症心身障がい児に対して行う場合については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所において、重症心身障がい児に対して、その居宅等と指定児童発達支援事業所との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算しているか。</p> <p>4 1及び3については、指定児童発達支援事業所等において行われる指定児童発達支援等の提供に当たって、指定児童発達支援事業所等の所在する建物と同一の敷地内又は隣接する敷地内の建物との間で障がい児の送迎を行った場合に、所定単位数の100分の70に相当する単位数を算定しているか。</p>	<p>(1)平24厚労告122別表第1の11の注1の2</p> <p>(1)平24厚労告122別表第1の11の注2</p> <p>(1)平24厚労告122別表第1の11の注3</p>	
15 延長支援加算	<p>1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所等において、障がい児に対して、児童発達支援計画に基づき指定児童発達支援等を行った場合に、当該指定児童発達支援等を受けた障がい児に対し、障がい児の障がい種別に応じ、当該指定児童発達支援等を行うのに要する標準的な延長時間で所定単位数を加算しているか。</p>	<p>(1)平24厚労告122別表第1の12の注</p>	B又はC
16 関係機関連携加算	<p>1 関係機関連携加算（Ⅰ） 障がい児が通う保育所その他関係機関との連携を図るため、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、当該障がい児に係る児童発達支援計画に関する会議を開催し、保育所その他関係機関との連絡調整及び相談援助を行った場合に、1回を限度として、所定単位数を加算しているか。</p> <p>2 関係機関連例加算（Ⅱ） 障がい児が就学予定の小中学校若しくは特別支援学校の小学部又は就職予定の企業若しくは官公庁等（以下「小中学校」という。）との連携を図るため、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、小中学校等の連絡調整及び相談援助を行った場合に、1回を限度として所定単位数を加算しているか。</p>	<p>(1)平24厚労告122別表第1の12の2の注1</p> <p>(1)平24厚労告122別表第1の12の2の注2</p>	B又はC
17 保育・教育等移行支援加算	<p>1 障がい児の有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて通所給付決定保護者及び障がい児の希望する生活並びに課題等の把握を行った上で、地域において保育、教育等を受けられるよう支援を行ったことにより、指定児童発達支援事業所を退所して保育所等に通うことになった障がい児に対して、退所後30日以内に居宅等を訪問して相談援助を行った場合に、1回を限度として所定単位数を加算しているか。 ただし、当該障がい児が、退所後に他の社会福祉施設等に入所等をする場合は、加算していないか。</p>	<p>(1)平24厚労告122別表第1の12の3の注</p>	B又はC

項目	基本的な考え方（観点）	関係法令等	評価区分
18 福祉・介護職員処遇改善加算	<p>1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所等が、就学児等に対し、指定児童発達支援等を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を指定単位数に加算しているか。</p> <p>ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算を算定していないか。</p> <p>ア 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ） 2から17までにより算定した単位数の1000分の81に相当する単位数</p> <p>イ 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅱ） 2から17までにより算定した単位数の1000分の59に相当する単位数</p> <p>ウ 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅲ） 2から17までに算定した単位数の100分の33に相当する単位数</p>	(1) 平24厚労告122別表第1の13の注	B 又は C
19 福祉・介護職員等特定処遇改善加算	<p>1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所若しくは共生型児童発達支援事業所又は市長村長に届け出た基準該当児童発達支援事業所が、障がい児に対し、指定児童発達支援を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。</p> <p>また、次に掲げる一方の加算を算定している場合にあっては、次に掲げる他方の加算を算定していないか。</p> <p>ア 福祉・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ） 2から17までにより算定した単位数の1000分の13に相当する単位数</p> <p>イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ） 2から17までにより算定した単位数の1000分の10に相当する単位数</p>	(1) 平24厚労告122別表第1の14の注	B 又は C
20 福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算	<p>1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業者が、障がい児に対し、指定児童発達支援を行った場合は、2から17までにより算定した単位数の1000分の20に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。</p>	(1) 平24厚労告122別表第1の15の注	B 又は C